

第2回 湯沢町宿泊税導入検討委員会 議事要旨

日 時：令和8年5月21日9時30分～

会 場：湯沢町役場 議会第2会議室

参加者：委員9名 事務局7名

1. 開会

事務局より開会を宣言。出席者及び資料について確認。

2. 委員長あいさつ

（梅川委員長）第2回検討委員会の位置づけについて

本日はオンラインでの参加となるが、第2回目の会議ということで、どうぞよろしくお願いしたい。

第2回の会議は重要な位置づけになる。どこの自治体の宿泊税導入委員会でも同様に、第1回は課題の洗い出しや意見交換が中心となり、第2回以降に議論を少しずつ深めていく。第2回はその出発点となるので、活発で忌憚のないご意見をいただければと思っている。

3. 議事

- (1) 前回の検討委員会の振り返り・スケジュール確認
- (2) 入湯税と宿泊税の使途のすみ分け
- (3) 宿泊税の使途
- (4) 宿泊税制度の骨子

(1) から (4) までを資料に基づき事務局よりまとめて説明

（梅川委員長）資料及び事務局説明の総括

前回の委員会で、委員の皆様から色々なご意見をいただいたが、それに対する事務局の見解が、かなり丁寧に資料に記載されている。ここからも、委員の皆様のすべての知見を集めて制度設計していくということと、それらの意見に事務局もしっかりと対応していくということが読み取れるのではないかなと思う。もし、資料にあるような前回検討委員会の委員意見や、それに対する事務局の見解に、不足や疑義がある場合はご指摘いただきたい。

それから、この第2回検討委員会の後には、事業者の皆様に向けたアンケート調査も

行う予定であるため、それに先立ち、宿泊税の使途の基本的な考え方について固めていきたいと思っている。今回、使途の基本的な考え方について、事務局から「公平性の視点」「計画性の視点」「納税者の視点」「地域と事業者の視点」という4つの視点が示されたが、その内容についてご意見をいただきたい。

また、そのためにも、この入湯税と宿泊税の使途のすみ分けも重要になる。今回の説明では、先行自治体の例を参考にしながらも「湯沢町にふさわしいすみ分け」を検討した案が事務局から示されている。それに対してご意見をいただければと思っている。

それから、税率について、制度設計のたたき台ということで、事務局から「2万円未満と2万円以上で分ける段階的定額制はどうか」という案が出された。これは、小規模な事業者に関しては一律200円ということで、事業者の負担軽減につながるのではないかという配慮からこういった案が示されている。湯沢町の宿泊の実態を踏まえた案なのではないかと思うが、これについてもご意見をいただきたい。

宿泊税の基本的な制度設計については、先行自治体の事例から一定の論点整理が進んでいる。一方で、湯沢町の実情に即して、課税免除、免税点、特別徴収義務者への支援などは丁寧に確認する必要がある。

このことを踏まえて、各委員から意見をいただきたい。

(A 委員) 使途のコントロール・既存事業の財源の穴埋め問題について

資料7ページ目の、「使途のコントロールと避けるべき使途の考えについて」という委員意見と、それに対する事務局の見解について。

財政状況により、既存事業に充当できる一般財源が足りなくなった場合に、そこに宿泊税を充当することができないという制限をかけると困るということで、今まで一般財源を充てていた事業にも宿泊税を充当することがありうるという見解かと思う。

これについて、行政が恣意的に判断しないよう、制度上の制約を設けられないかと考えている。例えば、ある既存の観光関連施設に対し、行政が一般財源を充当せずに宿泊税を充当するために、あえて一旦「廃止」を決定するようなケースが懸念される。

→ (梅川委員長)

前回の委員会資料に、宿泊税活用会議という会議体が提案されていて、そこで毎年宿泊税の使い道が議論されていくのではないかと私は想定している。事務局の見解はどうか。

→ (事務局)

委員長のおっしゃる通りで、宿泊税活用会議がチェック機能を果たし、行政の恣意的な運用を防ぐことを考えている。

ただ、一般財源は観光事業だけではなく、様々な事業の財源になるものであり、その中でどうしても優先順位というものがある。国の定める義務的な事業、例えば福祉関係の事業などにおいては、国の負担金の裏財源として必ず一般財源を充てなければならないということがある。そのようにして、一般財源を様々な事業に振り分けていった中で、どうしても一般財源が足りなくなれば、その使途が観光振興計画に則って

いることを条件にして、施設を維持・修繕していくために宿泊税を充当することも必要ではないかと考えている。

（B 委員） 税率について

資料 28 ページにある、宿泊料金 2 万円未満は税額 200 円、2 万円以上は 500 円という案について。小規模事業者として越後湯沢民宿の立場から言うと、素泊まり料金で 1 万円を超えている事業者はほぼゼロだと思う。そうすると、2 万円という基準では、民宿と旅館が一緒の税額になり、民宿組合からは理解が得られないのではないかと思います。そのような観点からすると、段階的定額制であっても 2 段階ではなく、白馬村のように 4～5 段階にした方が、税の公平性という観点からも納得を得やすいのではないかと。

しかし、旅館組合ではもっと進んでいて、定率の方がいいのではないかという話も出ているようである。公平性を考えたら、定率制が一番公平だと思う。もっとも、申告するにあたっては手間がかかることは確かで、高齢の方が営む民宿で対応できるかという不安もあり、一概に定率制が良いとは言い切れないところもある。

いずれにしても、公平性の観点から、事務局の示した 2 段階の段階的定額制の案には反対である。それならば、4～5 段階の方が良いと思う。

→（C 委員）

湯沢町観光まちづくり機構の執行理事の間でも、今回の事務局案の線の引き方は、実情に即しておらず、見解に相違があるという意見が出ている。定率制が良いのか、白馬村のようなより細かい段階的定額制が良いのか、よく検討する必要があると思う。

→（梅川委員長）

税率については、他の地域をみてもフェーズが変わってきている。当初は、分かりやすさを重視して一律 200 円の定額制というのが多かったが、だんだんと段階的定額制が入ってきて、さらに今、定率制の波が大きくなってきている。その一番の要因は、東京都が定率制への移行を内容とする条例改正が可決されており、総務大臣同意等を経て施行される予定となっていることである。また、沖縄県でも公平性の観点から定率制が良いという流れになっている。

これまでの同意事例では定額制や段階的定額制が多かったため、実務上は定額制の方が説明しやすい面があったと考えられる。

（B 委員） 特別徴収義務者報償金について

資料 29 ページでは、特別徴収義務者報償金について、他自治体の状況を踏まえると 2.5%が良いのではないかと案が示されている。しかし、事業者の立場から言えば、近隣自治体や前例がどうであるかというのは関係なく、理屈が合っていることが重要。

例えば、クレジットカード決済の場合、事業者は大体 3%の決済手数料を負担している。実務上、フロントで「宿泊税だけ現金でください」というのはおかしい話なので、

この3%に報償金を充てこむというのは理屈として筋が通っていると思う。ただ、制度上、行政が決済手数料分として報償金を支払うと明言できないことは承知しているので、何か良い表現で理屈を通せばいいと思う。

理屈さえ筋が通っていれば、導入後3年間、報償金に0.5%加算するというようなことはそれほど重要ではない。電子申告の0.5%加算は、役場の手間が省けるのでいいかもしれない。

→（梅川委員長）

報償金の表現は大変難しいところで、いわゆるクレジットカード手数料分という説明はできない。そういう説明をしてしまうと、総務大臣同意に耐え得る合理的な説明が必要になる。

高山市では、特別徴収義務者への交付率を3%としている。背景には、国際観光都市として外国人宿泊者への対応を含む徴収実務上の負担を考慮した説明があったと理解しているが、正確な理由づけは事務局の方で確認いただきたい。

今回結論を出せる話ではないが、湯沢町にあった理屈を考える必要がある。

→（D 委員）

2.5%は、他の地域を見ても最低水準といえるのではないか。もし、それよりも高い3%という率を設定できれば、他地域に比べても高いということで、地域に説明しやすいかもしれない。

→（梅川委員長）

他地域より高い3%にするとしたら、その理屈について議論する必要がある。

→（A 委員）

徴収・申告の手間を考えると、電子申告をどんどん進めた方がいいと思っている。また、キャッシュレス決済を導入している事業者は、電子申告ができるところが多いと思う。そう考えると、現金のみの取り扱いとしている事業者に、2.5%や3%の報償金を支払う必要はないのではないか。基本の率を2%にし、電子申告した場合に1%を加算するというようなやり方が良いのではないかと思う。

（B 委員）入湯税の充当先の具体例について

事務局より、入湯税は基盤整備に充てるという案が示されたが、資料20ページにあるものは、具体的な例とは考えにくい。基盤とは具体的に何を意味しているのか。例えば、どこかの観光施設に向かうための道路整備だとか、町の駐車場といったようなものなのか。あるいは、特定の観光施設を維持するためのものということになるのか。何かしらの例を出す必要があると思う。

→（事務局）

今回、事務局から提案した「入湯税を基盤整備に充てる」という案の「基盤整備」とは、ハード整備ではなく、組織の基盤ということ想定している。例えば、DMOの人件費など組織を維持するために必要な経常的費用や、DMOが行う統計・分析に必要

な費用を基盤整備と考えている。

→（梅川委員長）

基盤整備の考え方は、入湯税の言うところの施設整備というよりも、今の新しい時代に応じた基盤になるという考え方を、丁寧に説明していく必要があると思う。

（B 委員）委員の立場や役割について

本日の私の意見は、民宿組合の総会前であり、またアンケート結果を集約したものでもないため、民宿の意見を集約したものではないことにご留意いただきたい。

→（梅川委員長）

今回の検討委員会における委員の役割について、私の考えをお話したい。

各地区・各業種を代表して委員を引き受けていただいている方であっても、その地区の組合員や組織員を全部とりまとめるというような、重い責任を負っていただく必要はないと思っている。地域にはいろいろな考えの方がいらっしゃるので、100%合意するということは現実的には不可能なこと。ただ、委員の方は、その地区の現状を一番よく知っている方々として、湯沢町の観光振興や財源がどうあるべきかということにご意見をいただければと思う。

実際に、私がかかわっている他の自治体では、とある委員に「とても組合員全員を説得することはできません。そういう役割を要求されるのなら、委員を辞めます」とまで言われたことがあった。その際は、やはり地域の業界の実態をよく知ってらっしゃる方として、個人の意見で構わないということで委員を引き受けてもらった。

地域を取りまとめるという責任感は非常に素晴らしいものだが、委員にそこまで重たい責任を負っていただくことはないと思っている。

（D 委員）宿泊税を導入した場合の将来における見直しについて

私がこれまで耳にした意見として、宿泊税を導入した後でも、もし宿泊税が納得された使い方をされなければ、その時に廃止すればいいのではないかというものがある。

また、宿泊税が納得できる使い方をされるためには、宿泊税活用会議が宿泊税活用計画を立てた後、それを元に町の担当課が予算要求した内容を、もう一度宿泊税活用会議に戻して精査するチェック体制があってもいいのではないかと思う。

→（梅川委員長）

導入後も、一定期間ごとに制度の効果や使途、事業者負担を検証し、必要に応じて見直し、場合によっては制度のあり方そのものを再検討できる仕組みを条例または附則等に盛り込むことが望ましい。例えば東京都も、そのように定期的に見直しを行っているが、そのうえでやはり財源として重要だと判断され続けていて、十何年も宿泊税制度が続いている。

湯沢町もそのような内容を条例に入れこめば、委員がおっしゃられたようなご懸念

に対応できるかと思うが、事務局としてはいかがか。

→（事務局）

他自治体の条例の中身については現時点でコメントできないが、定期的な制度の見直しは必要だと考えているので、委員長のおっしゃる通りだと思う。

（C 委員）次回に宿泊税活用会議の詳細を議論する必要性について

宿泊税活用会議の存在が様々な論点において鍵になると感じている。第3回検討委員会では、その詳細を詰めることが求められると思うが、今回はそのことを確認しておきたい。また、資料の16ページの「湯沢町において留意したいこと」という表記の中に、「普遍性」という部分があるが、この一文にあるようなことが起こらないようにするために、宿泊税を基金化すべきなのではないかと思う。

→（梅川委員長）

宿泊税活用会議は非常に重要であり、しっかり透明性をもって使っていくのだということを第三者に示すためにも、基金化の議論と合わせて、第3回以降で議論していきたい。

（E 委員）入湯税充当事業への按分方法と入湯税の基金化について

旅館組合で出ている意見についてお話したい。旅館組合は、町全体の観光財源を確保する必要があるということで、宿泊税の導入に賛成する声も多いが、一方で入湯税に対する要望がいくつか出ている。昨年の入湯税収の約40%を徴収している越後湯沢温泉旅館組合からの意見ということでお聞きいただきたい。

まず入湯税の充当状況として、資料の15ページに「充当対象事業費の額で入湯税を按分して充当している」という説明があるが、その按分率のことで確認したい。入湯税充当対象事業費には、環境衛生施設整備費や消防施設整備費などがあるが、ここには基準財政需要額に算入される金額が含まれているのか。入湯税や宿泊税というのは、基準財政収入額に算入されないと認識しているが、そうであれば、基準財政需要額に算入されている費用については普通交付税を含む一般財源を充当し、そうでない部分に入湯税を充当すべきではないか。

確かに、温泉に訪れる入湯者が増えれば、ゴミが増えたり、火事が増えたりすることはあるかもしれない。しかし、環境衛生施設や消防施設は、温泉利用客だけが恩恵を受けるものではないため、一定の金額が基準財政需要額に含まれているのではないか。その分を入湯税の按分対象事業費から控除すれば、もっと観光の基盤整備に充てられる金額は増えると思う。そうすれば、入湯税を基金化する余地も出てくるように思う。

→（事務局）

現状として、入湯税の按分対象事業費を算出する際、基準財政需要額については考慮していないが、そういった視点があることはもっともなことだと思う。

一方で、普通交付税は特定の事業費に対して交付されるものではなく、あくまで一般財源であり、例えば「環境衛生施設整備分としていくら交付されている」というように計算する性質のものではない。現時点では町としての正式な見解は申し上げられないが、そういった面でも難しいのではないかと感じる。

→（梅川委員長）

入湯税を基金化することについては、対象事業費に一般財源と併せて充当されているので、すべて使い切っているのは間違いない。しかし、入湯税を基金化しているところもあり、例えば三重県の鳥羽市では、鉱泉源保護、観光振興、消防施策等の区分ごとに割合を定めて基金化する整理がなされている。まとまった事業をやりたいと考えれば、やはり基金に積み立てなければならぬし、単年度に使い切ってしまうのでは、本当に必要なときに使えないということもある。今後の宿泊税の基金化と合わせて、議論の余地があると思う。

→（B 委員）

基金化の話とつながるが、現在の入湯税の充当先として、鉱泉源の保護管理費がゼロというのが引っかかっている。例えば、大地震が起きて温泉の温度や湯量が変わったりしたときに備え、基金に積み立てておくことも考えられるのではないか。入湯税なのだから、やはり温泉の管理や維持に使われるのが本来の姿だと思っている。越後湯沢温泉なのに温泉が出なくなりましたというわけにはいかない。

→（梅川委員長）

飛騨の高山市は昨年10月から宿泊税を導入しているが、宿泊税導入に伴い、入湯税の用途を鉱泉源の保護管理等に重点化する整理がなされている。温泉協議会等への支援も含め、入湯税を鉱泉源管理に活用する先行例として参考になる。その際に入湯税を観光事業に一切充当しないようにした。入湯税の三分の二は、鉱泉源の管理に使っていて、市が所有している源泉以外は、民間の地区別の温泉協議会に補助金として交付している。入湯税を鉱泉源管理に使っていくというのは、そのような先例もある。

→（A 委員）

資料の9ページに、事務局の見解として「入湯税の基金化の余地はない」ということが記載されているが、私も入湯税の基金化は考慮すべきことだと思う。なぜなら、今入湯税と宿泊税のすみ分けを考えているところなので、入湯税の用途もこれまでとは変わる可能性がある。そのような状況で、基金化の余地がないということはないと思う。

また、入湯税の按分割合については、環境衛生施設整備など今後南魚沼市と一緒にやっていく事業費が増えていくことも踏まえて考えた方がいいと思う。特にごみ処理施設の整備費については、温泉を使っていない宿泊事業者もいる中で入湯税がそこに充当されているので、入湯税を徴収している事業者からしたら不公平と感じると思う。よって、むしろ環境衛生施設整備費に宿泊税を充当した方が公平なのではないかと思う。

→（事務局）

確かに、入湯税を基金化するという考えもある。ただ、今の湯沢町の財政の現状としては非常に難しい。もし、入湯税を基金に積み立てたとすると、これまで入湯税を充てて行っていた事業の財源に穴が開くことになる。その穴埋めは、その他の一般財源で行うことになるが、それは事実上、何かあった時のために積み立てている財政調整基金を取り崩して穴埋めすることを意味している。

今年も、財政調整基金を5億円ほど取り崩して何とか予算編成しているような状況である。それも、第1回の検討委員会で説明した通り、ふるさと納税も当てにしたいうえでなんとか編成した予算となっている。

そのような状況にあっても、観光地として必要な予算を確保するために議論をいただいている。そう考えれば、入湯税を基金化するというよりは、宿泊税を導入する方が現実味があるかと思う。

入湯税を基金化しないことが決まっているわけではないが、町は今そのような状況にあるということをご認識いただきたく、お話をさせていただいた。

→（E 委員）

それは、入湯税を含めて今の湯沢町の財政が運営されているということであり、つまり基本的な自主財源と交付税では賄いきれないような観光施設等が多数あって、今後も入湯税がその分の穴埋めをしなくてはならないという理解でよろしいか。

そうであれば、それをお客様の前で言えるのかという視点もある。温泉に入らなかったから入湯税は払いませんという外国人もいる。そういったお客様への対応はすべて旅館がカバーしている。そのような観点からいえば、やはり入湯税が何に使われているのかというのは、グレーゾーンではいけないだろうと私は思っている。

その切り分け作業は難しいとは思いますが、基準財政需要額の中に含まれるような費用に関しては、交付税を充てながら入湯税以外の一般財源で実施してもらいたい。また、基準財政需要額に含まれない観光施設等に関して、本当にこれからどうしていくのかとうことを同時に考えていく必要がある。

そうしなければ、いつまでたっても「砂漠に水」になってしまい、宿泊税が増えたとしても、吸い込まれるようになってしまうという不安の声も聞こえてくる。

（E 委員）入湯税の減額について

宿泊税の税率に関しては、旅館組合の内部でも、高付加価値の宿は、それなりに負担すべきではないかという意見が出ている。決して高い額を払いたいというわけではないが、コロナ禍を境に、旅館の中でも宿泊料金の高い宿とそうでない宿が分かれてきているので、それらが同じ税額でよいのかという議論がある。

ただし、宿泊税がそうだからといって、入湯税に関しては違うのではないかというの

が我々の考え方で、宿泊税を導入するのであれば、福岡市のように入湯税を減額すべきではないかと考えている。福岡市の他にも、箱根町なども今その検討に入っていると聞く。

入湯税は、充当対象が広すぎるように感じる。宿泊税については、もっと用途をはっきりさせたうえで、そこに使われるように広く課税すればいいと思うが、入湯税については用途が幅広過ぎるので、ここを削減してほしいと考えている。この検討委員会で、その議論も進めることを提案したい。

→（事務局）

入湯税の減額については、可能かどうかこの場ですぐにお答えすることはできない。

→（E 委員）

この場ですぐにウンとは言えないことはわかっている。宿泊税の議論と平行して検討していきたいという提案である。

→（梅川委員長）

宿泊税の導入に伴って入湯税を減額する事例については、福岡市の例がよく知られているが、その後の自治体では同様の整理を採っていないところも多いと認識している。もっとも、これは総務大臣同意や地方税法上の整理、入湯税と宿泊税の課税目的の違いとも関わるため、正確な情報を確認する必要がある。

入湯税も宿泊税も観光振興に使われるという意味で、二重課税じゃないかという議論は確かにある。だからこそ、入湯税と宿泊税のすみ分けの話を、こうやって慎重にやっているということなのだと思う。

→（E 委員）

旅館部会では、0B の先輩方からも声を集めているが、昭和から平成になるころに、その 0B の人たちがマンションに対して課税をしたいと声を上げたところ、入湯税をその分上げなさいと国から言われ、頓挫したと聞いている。正確なことは調べないとわからないが、梅川委員長から話のあった「総務省が入湯税の値下げを止めている」という話も、そういうところからきているのではないかとと思う。ただし、今現在はそうではなくて、既に箱根町も検討しているし、岡山市も検討に入っていると聞いている。議論もどんどん進化してきているので、臆せず調べた方がいいのではないかと考えている。

→（梅川委員長）

入湯税は地域で条例を作って徴収する税金なので、地域が決めるというのは理念からしてもそうだと思う。今ほどお話の合ったマンション税の代わりに入湯税を上げるというのは、超過課税の話だと思うが、例えば別府市は実際に入湯税の超過課税を導入している。そのような例があるのだから、それとは逆に減らすという選択肢もあるかもしれない。特にしっかりと調べる必要がある。

(A 委員) 宿泊税の用途を偏らせないための用途の分類方法について

用途の分類について、ハード事業、ソフト事業というように分かれているが、境目があやふやなものも出てくるのではないかと。また、町が行う事業と、まちづくり機構が行う事業というのも、どうすみ分けるか難しいものもあるかもしれない。

今後、そのような区分がどんどん複雑になってくるのであれば、違う分類の仕方をしてよいのではないかと思う。たとえば、エリアに使うとか、夏の事業・冬の事業に使うとか、そのような分類も考えられる。

(E 委員) 税額計算・食事分離の計算方法について

宿泊税の税率は、基本的に食事代を含まない素泊まりの宿泊費に課されることになると思うが、この計算の手間が課題になろうかと思う。宿泊料金に、館内での飲み代も含めたオールインクルーシブという宿も出始めてきている。経営者は内訳がわかっている、なかなか表にでないところでもあるので、話が進みづらいところもある。

何か良い先進事例などあれば教えてほしい。

→ (梅川委員長)

食事の分離については、1泊2食の場合、夕食は何パーセントで朝食が何パーセントという形で決めてしまい、それ以外を宿泊費にするというような簡便な計算方法を取っている先行事例がある。しかし、実際は申告納税なので、事業者がどのくらいが宿泊費で、どのくらいがそれ以外かというのを判断したら、その通りになる。そこは経営者の常識にゆだねる以外にはないと思う。

他の事例もあったらいいかと思うので、次回の議題にできたらと思う。

→ (B 委員)

価格の低い民宿ほど料金の内訳が分解されていて、特にOTAに出している民宿に関しては、素泊まり料金は明確に出ている。そうしないとお客さんの納得感を得られない。安い宿ほど分解しやすいという実態はあると思う。

(A 委員) 民泊におけるいわゆる部屋売りについて

民泊だと、部屋売りをやっているところも多いので、一人当たりの料金をちゃんと申告してもらえるのかどうかというのは、公平性の観点から確認が必要だと思う。ほかの自治体の例はあるか。

→ (B 委員)

定率制であれば、部屋売りに率を乗じればいいだけである。やはり公平性では定率制にメリットがあるように思う。

（B 委員）システム改修にかかる費用について

既に様々な地域が宿泊税を導入していると思うが、代表的な予約システムや精算システム、会計システムで、既に宿泊税の導入実績があるところを事務局に調べてもらえるとありがたい。宿泊税導入時に、個別に改修費用がかかるのかを含めて。

また、システム導入費補助金について、事務局案では新規導入は対象外とするところがあるが、これを契機に DX 化しようとする民宿も出てくるかもしれないし、電子納税しようかと考える小規模事業者もいるかもしれない。それらを考慮した施策にしてもらえると、小規模事業者の民宿の人たちにとっては「自分たちのことを考えてくれている」という印象になると思う。

（F 委員）宿泊税の使途として「成長につながるかという」観点の提示

前提認識からの確認になるが、財源が乏しくなっている中で、宿泊税を徴収し、それを観光振興に使っていくという話でよいのか。

その宿泊税を使うにあたっては、単に「財源が確保されてよかったね」ということで終わるのか、それとも「この財源を使って、より成長にシフトできるようなものに使っていく」ということにするのかで大きく変わってくると思う。私は、成長にシフトできるようなものにある程度の割合を使っていく必要があると思っている。

また、そのような視点から言えば、その宿泊税の使途によって、どのくらい成長につながったか、例えば宿泊者数が増えたかというようなことを確認をしていく必要もあると思う。

今、うちのインバウンドチームがオーストラリアに出張に行っていて、シドニーとメルボルンの商談会のようなイベントに参加している。資料の先行事例で出ているようなところは、町長をはじめ、自ら自治体のプレゼンをしているような状況である。うちの状況で言えば、来年のオーストラリアからの予約が金額ベースで5倍になっていて、非常に成長にシフトできている。オーストラリア、アメリカも今シーズンで言うところの2倍になっているし、冬だけの話で言えば、苗場のホテルの収入は1.3倍になっているという状況で、やはりインバウンドが非常にいい効果をもたらしている。

是非、私の希望としては、この宿泊税の使い方というところに、一定割合「成長に資するもの」というようなものを含めてもらい、成長しようと思っているところに分厚くサポートしていくようなことをやっていただけるといいと思う。苗場の浅貝地区でも、外国人お断りというようなことを堂々と張り出しているところがある。そういう人にもあまり分厚くやっても、おそらくそこは潰れると思う。そしたら宿泊税収も減っていくわけだから、また税率を上げるのかという話になって、どんどん税率が上がることも考えられる。そうではなくて、宿泊人数がどんどん増えて成長していくことで、税率なんて上げなくても税収が増えていくというようになるといいと思っている。

→（C 委員）

F 委員の、宿泊税たるもの、宿泊業の発展に大いに結びつける必要があるというよう

なご意見は、本当に貴重だと思うし、資料にはそれを加味した言葉を盛り込むことが求められているように感じた。資料の表記の仕方については、もうちょっと見直しをかけていただきたいと思う。

（田村副委員長）入湯税の使途についての確認と留意事項について

本日、入湯税の使途について様々にご意見をいただき、使途の明確化を今後進めていかなければならないと感じたところ。ただし、すぐにここで結論が出る内容ではないので、また持ち帰って引き続き検討するという形になろうかと思う。

一点確認になるが、入湯税の使途について、基盤整備に充てるという案が事務局から出されたが、基盤整備とは、まちづくり機構の運営に関する経費であり、そこに入湯税を充当するという考えで間違いないか。これまでは、入湯税は観光施設等に充当していくイメージだったが、今回の見直しで、まちづくり機構の人件費を含む運営費の方に切り替えるということによいか。

→（事務局）

事務局案はその通りとなる。

→（田村副委員長）

そうすると、入湯税と宿泊税の両方が湯沢町観光まちづくり機構の費用に充当されることになるが、機構の中で、そこをしっかりと切り分けていただく必要があると考えている。

また、宿泊税の充当上限割合については、先行自治体でそういうやり方をしているところがあるか教えていただきたい。

→（梅川委員長）

上限割合の話は私も実例を知らない。しかし、この案は準備会の方でずいぶん議論されたようである。それを元にして、事務局からこういった上限の問題を提案されていると思う。文言で縛るというのがフレキシブルでいいのかなとも思うが、これもまた次回しっかり議論できればと思う。

（E 委員）入湯税の特別徴収報償金について

山ノ内町で入湯税の特別徴収義務者報償金を検討しているというニュースが出ている。これまでは、入湯税の特別徴収義務者報償金は先例がないためできなかったと聞いているが、山ノ内町をはじめ、いくつかの自治体が検討していると聞いているので検討をお願いしたい。

→（梅川委員長）

色々な事例を調査して、地域にふさわしい在り方を検討していかないといけないということだと思う。

（梅川委員長）宿泊税の使途の基本的な考え方の合意と事業者アンケート

6月にアンケート調査をやるが、その時に方向性が違った話をしては困るということで、今回の資料にある宿泊税の使途の4つの考え方についてはご了承いただけたものか確認したい。最終的には微調整が必要になると思うが、大きな方向性としては同意いただいたものということでよろしいか。

→（事務局）

アンケートの他にも、6月には各地区への説明会も予定しているところであり、検討委員会の協議内容を広く説明する必要がある。今のところ、この第2回検討委員会の資料にある内容に、本日の議論を反映させたいという説明をしていきたいと思うが、もし委員の皆様が心配しているようなところがあればご指摘いただきたい。

→（E委員）

つまり、総論は進むけれども、各論に関することはまだ議論中だということで説明するというのでよい。今のところは。

→（B委員）

アンケートの中身について事前に見せてもらえるということでよい。

→（A委員）

事業者アンケートを取る際には、各事業者が現在利用しているシステム等についても一緒に聞いておいた方がよいのでは。特に、補助金を出すのであれば、いくらぐらい金額がかかるのかを町としても把握しておいた方がよいと思う。

→（E委員）

旅館部会では、別途料金を調べているので、旅館部会の担当に聞いたらわかると思う。

→（梅川委員長）

事業者アンケートも、他地域を参考にしながら、湯沢町らしくカスタマイズして、聞きたいことをしっかり聞いていく必要がある。事務局からアンケートの案を出せるか。

→（事務局）

アンケートを出す前には、当然皆様に見ていただく必要がある。メールでご意見をいただくことを考えている。今のところ、使途に特化したフリー回答なアンケートを考えている。ただ、A委員からご意見をいただいたように、これを機に必要な情報を収集できればと思うので、それについては持ち帰らせていただきたい。

（C委員）現時点での税率の検討状況について

梅川委員長からもお話があったが、税率に対する他自治体の潮流の変化ということも含めて、事務局には案の出し方・資料の表記の仕方について、見直しをしてほしい。

→（事務局）

資料の 28 ページは、税率の議論がスムーズに進むよう、たたき台としてあえて一案に絞って提示したという意図であり、事務局案で決めたいということではない。本日、委員の皆様から様々な意見をいただいたが、地域への説明会では、ここまで絞った形ではなく、様々な選択肢がある中で現在議論しているところであるというように説明していきたいと思うが、いかがか。

→（B 委員）

2 年前に宿泊税を導入するかしないかの話が出たときに、民宿組合の意見を役場に提出している。その中では、10 段階の段階的定額制を提案した。これは、税額が 1 円単位になると手間なので、段階的定額制としたものだが、10 段階にも分かれているので、実質的に 3% の定率制と同じ趣旨である。

→（E 委員）

旅館部会では今のところ、定額制なら賛成、定率制だったら入湯税の減額を検討することを条件に賛成といった意見が出ている。

→（A 委員）

資料 28 ページで事務局から提案された段階的定額制だが、2 万円のラインというのは、民宿レベルだとあまりかかわりのない水準となる。そのため、もし段階的に説明するのであれば、大型の旅館やホテルがこの金額でよいと納得した後に、民宿に説明する順番が良いと思う。

→（事務局）

今回、事務局からは、2 万円をラインとする段階的定額制という案を提示したが、民宿で言えば宿泊税の対象となる素泊まり料金は 2 万円ということではなく、1 万円以下というのが実態であるという意見があった。今後のインフレの状況などを考えると難しいところではあるが、この 2 万円というラインは、旅館部会の方ではどのようにとらえられているか。

→（E 委員）

まだ 2 万円のラインについては協議していない。定額であれば 200 円がいいという話は出ている。ただ、段階的定額制や定率制に同意するには、入湯税の減額を検討する必要があるという条件が付いてくる。

→（D 委員）

2 万円だと、繁忙期の季節には超えてしまうという話も聞く。5 万円にすれば、大体みんながそれ以下に落ち着くのではないかとという意見もあった。

→（B 委員）

民宿部会では逆の意見が出ていて、5,000 円や 3,000 円で泊めている宿も、10 万、5 万で泊めている宿も、同じ 200 円とい

うのは不公平だという意見はかなり出ている。だからこそ、定率制に近い10段階の定額制という案が民宿部会の意向になっている。10段階というのが現実的かはわからないが、そうなった場合、民宿は5,000円以下と、1万円以下の2パターンに収まる。

→（梅川委員長）

10段階というのは、少なくとも一般的な先行事例では多く見られる方式ではないが、湯沢らしい考え方ではあると思う。

→（B委員）

那須町が6段階だったと思う。

→（E委員）

最初はとにかくスタートすることを目的にしないと、なかなか決まらないのではないかと思う。

→（B委員）

アンケートを取る際は、具体的な税率を入れてしまうと收拾がつかなくなる。定額制・段階的定額制・定率制という枠組みの中で検討しているという説明になると思う。

→（梅川委員長）

つまり、アンケート内容は使途に限定する。また、各地域への説明会では、税率についてはいろいろなやり方があり、現在委員会で検討しているとの説明にとどめる。まだ明確に一つの案を示すような段階ではない。

（梅川委員長）総括

2時間半にわたる議論となったが、活発に意見が出てよい検討委員会となったと思う。事務局には、本日出た意見を整理して、事例を調べながら第3回の準備を進めてもらいたい。第3回は、事業者アンケートの結果も踏まえ、案を固めていくこととなる。次回以降のスケジュールについて事務局から説明願う。

→（事務局）

事前にメールにてスケジュールを調整させていただいていたが、第3回は7月13日の午前9:30~12時、第4回が8月6日の同時間とさせていただきたい。

→（梅川委員長）

それでは、長時間にわたり審議いただきありがとうございました。
お疲れさまでした。

(G 委員) 意見事後照会内容

※委員が都合により途中退席したため、後日事務局から意見照会した内容を議事録に付記

【資料 P22 宿泊税の使途の考え方 について】

- ・公益性の視点というところで、「地域全体に波及できる」というのがプラスに働くのかマイナスに働くのかが読めない部分がある。考え方は重要だが、どうしてもどこかの地区の事業に充てる際に、別の地区の方が、その地区だけにしか恩恵がないのではないかなと言われかねない可能性があるため、表現方法等について考慮が必要。
- ・地域・事業者の視点の部分について、地域の中には住民も含まれるのか。住民という言葉を入れておいた方が良いのでは。
- ・表現上、「観光産業」よりも「観光地づくり」等の表現の方が、地域を包含するように思う。

【入湯税と宿泊税のすみ分けの考え方について】

- ・基盤整備に入湯税をあてる考え方はありえるかと思う。一方で、入湯税だけでなく一般財源との大まかな棲み分けも必要ではないか。
- ・連動して、行政と DMO をはじめとした関連団体との役割分担の再整理・再確認も必要かと思う。特に町内の事業者や町民には見えづらいところかと思う。

【P20 入湯税と宿泊税のすみ分けの考え方（事務局案）について】

基盤整備は按分した入湯税では全く足りないと思われるため、そこに一般財源や宿泊税からも追加で充てるというところを引き続き明記することが重要。

【資料 P23 納税者に示す具体的な使途について】

- ・納税者からの理解が得やすいものだけを見せるという考え方なのか。もちろん全てを見せる必要はないが、主要なものは提示した方がよいと思う。特にここは「これなら払わない」と思わせる使途と書きぶりもポイントになるかと思う。提示のレベル感是他地域の事例を参考にご覧いただけたらと思うが、むしろ真似せず湯沢町流にしてもよいと思う。
- ・③について、スノーリゾートを充実させるのと自然環境保全というのが、つながるようで少し異なるニュアンスが入っているように思う。自然環境は自然環境で分けてもいいのではないか。
- ・景観も重要。
- ・②と④をもう少し整理した方がよい。

(事務局注：資料 P23 のうち「納税者に示す具体的な使途」は、あくまで例示であり、今後実施する事業者アンケートによって内容を確定させるもの)

【資料 P28 税率についての具体案について】

- 定率制の可能性はないのか。やはりこれからは人数ではなく、いかに宿泊単価や消費額をあげていけるかが重要になる。そこと連動する定率制の検討もした方がよいと思う。
- 定率制にした場合、例えば県が定額制を導入した場合との兼ね合いも考える必要があるが、野沢温泉村のように長野県の定額制と村の定率制が両立している例も出てきており、現実的な解決方法はあると思う。